

(株)近畿保証サービス 家賃保証プランのご案内と保証審査について

【住居・駐車場用 保証プラン一覧表】 下記のコース及びプランよりご選択ください。

一括コース(B2) ※初回保証料のみ	住居プラン
	保証人あり
保証料(月額賃料に対して)	100%
更新料なし	¥0

一括コース(A2) ※初回保証料のみ	住居プラン
	保証人なし
保証料(月額賃料に対して)	110%
更新料なし	¥0

年払いコース(E2) ※入居から1年毎に更新	住居プラン
	保証人あり・なし共
保証料(月額賃料に対して)	60%
年間保証料(1年毎)	¥12,000

※住戸と駐車場を一緒に借りる場合、2つのコースの合算値が初回保証料となります。

(一括コースのみを選択した場合、初回保証料のみです。)

一括コース(A2) ※初回保証料のみ	駐車場プラン
	保証料(月額賃料に対して)
年間保証料(1年毎)	¥0

<保証審査について>

- 1) 連帯保証人及び緊急連絡先は、日本国籍で、20歳以上の方が対象となります。
尚、連帯保証人は、日本国籍又は永住権を持ち、日本語で会話ができる方に限ります。(意思確認に必要)
- 2) 連帯保証人は親族に限ります。
- 3) 緊急連絡先の登録が必要です。(原則、連帯保証人の親族)
- 4) 連帯保証人及び緊急連絡先の方は、連絡が容易かつ緊急時等に物件及び貸主又は管理者の指定場所まで来て頂ける方となります。
- 5) 保証審査の際、保証会社及び貸主又は管理者より、「入居申込人」及び「連帯保証人」の自宅及び勤務先等に申込み及び保証の意志確認の為の連絡を致します。
- 6) 保証会社及び貸主又は管理者が「入居申込人」及び「連帯保証人」と連絡が取れないときは、審査に遅滞が生じる又はお断りをする事があります。
- 7) 保証審査の申込には、**申込者の身分証明書(運転免許証／表裏)**が必要です。
- 8) 申込書は空欄の無いよう、必要事項は全てご記入ください。

<連帯保証人について>

連帯保証人とは、主債務者(借主)が債務を返済できなくなったとき、代わりに返済する義務を負う者をいいます。その為、債権者がいきなり連帯保証人に対して返済を請求してきたとき、「まずは主債務者(借主)に請求して下さい。」と主張(催告の抗弁)をすることが出来ません。主債務者(借主)が債務を返済できる資力があるにも係らず返済を拒否したとき、連帯保証人は主債務者(借主)に資力があることを理由に、債権者に対して主債務者(借主)の財産に強制執行をするように主張(検索の抗弁)をすることが出来ません。連帯保証人は、主債務者(借主)に資力があっても債権者に対して返済しなければなりません。連帯保証人が複数いるとき、全ての連帯保証人が全額を返済しなければなりません。勿論、本来返済すべき額を超えて返済する必要がある訳ではありません。

このように連帯保証人には重い責任が課せられます。その為、連帯保証人は必ず契約書及び付随契約書の内容を熟読の上、保証責任を十分理解した上で署名・押印して下さい。

以上。